

令和 7 年度 山北町部活動地域移行業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、山北町部活動地域移行推進事業支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度山北町部活動地域移行業務委託

(2) 業務内容

詳細は、令和 7 年度山北町部活動地域移行委託仕様書のとおり。

(3) 実施場所

山北町立山北中学校（神奈川県足柄上郡山北町向原 405）

3 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 1 事故の有無や検査等による履行確認により業務委託が良好に遂行できると認められる場合には、協議のうえ、契約更新ができるものとし、その限度は 2 回とする。

※ 2 ※ 1 による契約更新が限度である 2 回行われた場合、当該契約期間以降の契約は改めてプロポーザルを行うものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たし、参加表明書（様式第 1 号）を項番 8（1）に定める期日までに提出した者とする。

(1) 山北町契約規則（昭和 41 年山北町規則第 2 号）第 4 条の名簿に登録されている者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

(3) 山北町暴力団排除条例（平成 23 年山北町条例第 1 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当していないこと。

(4) 地方税及び国税の滞納がないこと。

5 委託限度額

総額 848,100 円（消費税及び地方消費税含む）

6 選定方法

最優秀提案者の選定は、次の各号により選定委員会が総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約締結の優先交渉権者とする。

なお、参加表明書（様式第1号）の提出があったにもかかわらず、評価に必要な書類の提出が期日までになかった者は、評価対象から除外する。

（1）審査項目、評価基準及び評価の配分は次表のとおりとする。

審査項目	評価基準	評価点
地域性（業務打合せ、事務調整等の利便性）	本社、または支社等の業務拠点及び所在地について。	10 点
業務実績	同種または類似の業務実績があり、有益な実績を有しているか。	10 点
業務実施体制	業務遂行にあたり、安定して業務を行う能力を有しているか。	10 点
業務内容	本業務の趣旨や目的を理解した提案となっているか。	10 点
事業の実施体制	・指導者を確保するための方策が整備されているか。 ・問題が発生した場合に備え、対応マニュアルや窓口が整備されているか。	20 点
指導能力	指導者の質の向上のために、人材育成に係る具体的な方策はあるか。	10 点
経費・見積額	適切な範囲内での見積金額が提示されているか。	10 点

（2）評価点が同点となった場合は、選定委員の合議により優先交渉権者を決定するものとする。

7 選定委員会委員

選定委員は、次の者により構成する。

- （1）山北町教育委員会教育長
- （2）山北町教育委員会こども教育課長
- （3）山北町教育委員会生涯学習課長
- （4）山北町立山北中学校長
- （5）地域スポーツクラブ代表

8 日程及び期日

（1）必要書類の受付、審査等は次の日程により実施する。

- ・実施要領等の公布 令和7年3月19日（水）から
- ・参加表明書の提出 令和7年3月19日（水）から4月3日（木）17時まで
- ・質問の受付 令和7年3月19日（水）から4月3日（木）15時まで

- ・質問の回答 随時（最終日は令和7年4月3日（木）とする。）
- ・企画提案書等の提出 令和7年3月19日（水）から4月3日（木）17時まで
- ・プレゼンテーション審査 令和7年4月中旬（予定）
- ・選定結果の公表 令和7年4月中旬（予定）
- ・契約の締結 令和7年4月中旬（予定）
- ・運営開始 令和7年4月下旬（予定）

（2）質問

本件プロポーザルに係る質問については、次により受付を行う。なお、受付した質問とそれに対する回答はすべての参加者に電子メールにより同報する。

ア 受付方法 電子メールにより行うこと。

イ 件 名 「【プロポ質問・参加者名】部活動地域移行」とすること。

ウ 送 付 先 kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp

9 提出書類

評価に必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）参加表明書（様式第1号） 1部
- （2）提案者概要書（様式第2号） 1部
 - ※ 企業パンフレット等があれば別添として差支えない。
- （3）企画提案書（任意様式） 6部（可能な限りA4サイズとする。）
 - ※ 同種業務実績が確認できるものとする。（別添として差支えない。）
- （4）見積書（様式第3号） 2部
 - ※ 代表者印の押印があるものとする。
 - ※ 内訳により見積り内容が分かるように記載すること。
 - ※ 項番5に示す上限額を超えたものは、評価対象から除外する。

10 選定結果の通知

選定結果については、電子メールによりすべての参加者に通知する。

11 共通事項

- （1）提案書等、すべての提出書類は返却しない。
- （2）提出期日を過ぎてからの書類の差替え及び再提出は認めない。
- （3）本件プロポーザルの実施は、必ずしも優先交渉権者との契約締結を担保するものではない。
- （4）参加表明書その他の書類の提出により参加の要件を備える者が1者であっても、本件プロポーザルの実施は成立し、選定委員会を行ったうえで選定の可否を決定する。
- （5）プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施する順番は参加表明書の提出順とし、プレゼンテーションは概ね20分以内、ヒアリングを30分以内とする。

- (6) 提出された書類は、山北町情報公開条例（平成 13 年山北町条例第 19 号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (7) 町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。
- (8) 参加者は、本件プロポーザルの実施にあたり、知り得た情報を町の許可なく第三者に漏らしてはいけない。
- (9) 提出書類の内容に虚偽が発覚した場合は、書類の一切を無効とし、参加者を失格とする。
- (10) 書類の作成等、本件プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (11) 選定結果については、通知及び町ホームページ上で公表する。
- (12) 選定に関する理由、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

12 事務局（書類提出先）

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町教育委員会 こども教育課 教育支援班

電 話 0465-75-3648

ファクシミリ 0465-75-3661

電子メール kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp